

平成31年第1回定例会

議案参考資料

平成31年2月20日

議案参考資料目次

議案第1号	埼玉県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例の制定について……………	1
議案第2号	埼玉県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について……………	10
議案第3号	埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	13
議案第4号	埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	15
議案第5号	平成30年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)……………	別冊
議案第6号	平成31年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算……………	別冊
議案第7号	平成31年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算……………	別冊

議案第 1 号参考資料

件名	埼玉県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
根拠法令等	行政手続法(平成5年法律第88号)
<p>【趣旨】</p> <p>行政手続法の一部を改正する法律(平成26年法律第70号)に準じ、住民の権利利益の保護の充実を図るため、同法の規定を適用しないこととされた広域連合の条例等に基づく処分及び行政指導に関する手続について必要な措置を講ずるほか、所要の規定を整備するため、埼玉県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正するもの。</p> <p>【内容】</p> <p>主な改正内容は次の通りである。</p> <p>1 行政手続法の改正に準じる改正について(第33条の改正並びに第34条の2及び第4章の2の新設)</p> <p>(1) 広域連合の機関が行政指導をする際に、許認可等に関する権限を行使し得る旨を示すときは、行政指導の相手方に対して、その根拠となる法令の条項や要件等を示さなければならないこととする。(第33条の改正)</p> <p>(2) 法令に違反する行為の是正を求める行政指導の相手方は、受けた行政指導が法律又は条例に規定する要件に適合しないと考えられるときは、その行政指導をした広域連合の機関に対して、所定の事項を記載した申出書を提出して、当該行政指導の中止その他必要な措置をとるよう求めることができるようにする。(第34条の2の新設)</p> <p>(3) 法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導が行われていないと考えられるときは、誰でも、当該処分又は行政指導を行う権限を有する広域連合の機関に対し、所定の事項を記載した申出書を提出して、当該処分又は行政指導をすることを求めることができようにする。(第4章の2の新設)</p> <p>2 写しの交付を求める者の費用負担について(第36条第4項の新設)</p> <p>不利益処分を受けた者等が、当該事案についての資料(調査結果や証拠書類等)又は聴聞に係る調書若しくは報告書の写しの交付を求めた場合、写しの交付に要する費用を請求者の負担とする。</p> <p>3 文言の整理</p> <p>(1) 第31条中の「申請」及び第32条中の「許認可等」は、条例等に基づくもののほか、法律や法律に基づく命令(告示を含む。)に基づくものを含めていることを明確化する。</p> <p>(2) 第35条に見出しを付ける。</p> <p>(3) その他、常用漢字表の改正への対応等。</p>	
施行日	公布の日から施行する。ただし、「2 写しの交付を受ける者の費用負担について」は、平成31年4月1日から施行する。
<p>【その他参考事項】</p>	

埼玉県後期高齢者医療広域連合行政手続条例新旧対照表

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章 総則 (第1条—第4条)</p> <p>第2章 申請に対する処分 (第5条—第11条)</p> <p>第3章 不利益処分</p> <p>第1節 通則 (第12条—第14条)</p> <p>第2節 聴聞 (第15条—第26条)</p> <p>第3節 弁明の機会の付与 (第27条—第29条)</p> <p>第4章 行政指導 (第30条—<u>第34条の2</u>)</p> <p><u>第4章の2 処分等の求め (第34条の3)</u></p> <p>第5章 届出 (第35条)</p> <p>第6章 雑則 (第36条)</p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 法令 法律、法律に基づく命令 (告示を含む。以下「<u>法律等</u>」<u>とい</u> <u>ふ。</u>) 及び条例等をいう。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 処分 条例等に基づく行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。ただし、<u>第8号、第32条及び第33条第2項</u>においては、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則 (第1条—第4条)</p> <p>第2章 申請に対する処分 (第5条—第11条)</p> <p>第3章 不利益処分</p> <p>第1節 通則 (第12条—第14条)</p> <p>第2節 聴聞 (第15条—第26条)</p> <p>第3節 弁明の機会の付与 (第27条—第29条)</p> <p>第4章 行政指導 (第30条—<u>第34条</u>)</p> <p>第5章 届出 (第35条)</p> <p>第6章 雑則 (第36条)</p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 法令 法律、法律に基づく命令 (告示を含む。) 及び条例等をいう。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 処分 条例等に基づく行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。ただし、<u>第8号及び第32条</u>においては、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。</p> <p>(4) (略)</p>

<p>(5) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を<u>名宛人</u>として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を<u>名宛人</u>としてされる処分</p> <p>ウ <u>名宛人</u>となるべき者の同意の下にすることとされている処分</p> <p>エ (略)</p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>(適用除外)</p> <p>第3条 処分又は行政指導で法第3条第1項各号に掲げるものについては、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。</p> <p>(国の機関等に対する処分等の適用除外)</p> <p>第4条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の<u>名宛人</u>となるものに限る。）及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出（これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）については、この条例の規定は、適用しない。</p> <p>(不利益処分をしようとする場合の手続)</p> <p>第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の<u>名宛人</u>となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞</p>	<p>(5) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を<u>名あて人</u>として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を<u>名あて人</u>としてされる処分</p> <p>ウ <u>名あて人</u>となるべき者の同意の下にすることとされている処分</p> <p>エ (略)</p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>(適用除外)</p> <p>第3条 処分又は行政指導で法第3条第1項各号に掲げるものについては、次章から第4章までの規定は、適用しない。</p> <p>(国の機関等に対する処分等の適用除外)</p> <p>第4条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の<u>名あて人</u>となるものに限る。）及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出（これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）については、この条例の規定は、適用しない。</p> <p>(不利益処分をしようとする場合の手続)</p> <p>第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の<u>名あて人</u>となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞</p>
---	--

<p>ア (略)</p> <p>イ アに規定するもののほか、<u>名宛人</u>の資格又は地位を直接に剥奪する不利益処分をしようとするとき。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため<u>名宛人</u>となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。</p> <p>(不利益処分の理由の提示)</p> <p>第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その<u>名宛人</u>に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該<u>名宛人</u>の所在が判明しなくなつたときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならぬ。</p> <p>3 (略)</p> <p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の<u>名宛人</u>となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>ア (略)</p> <p>イ アに規定するもののほか、<u>名あて人</u>の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため<u>名あて人</u>となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。</p> <p>(不利益処分の理由の提示)</p> <p>第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その<u>名あて人</u>に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該<u>名あて人</u>の所在が判明しなくなつたときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならぬ。</p> <p>3 (略)</p> <p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の<u>名あて人</u>となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>
--	--

<p>2 (略)</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合に おいては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第 4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書 面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示す ることによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日 から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</p> <p>(続行期日の指定)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人 の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合 において、同条第3項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは 「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」 とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき（同一の当事者又 は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日）」 と読み替えるものとする。</p> <p>(聴聞の再開)</p> <p>第25条 行政庁は、聴聞の最終後に生じた事情に鑑み必要があると認める ときは、主宰者に対し、前条第3項の規定により提出された報告書を返 戻して聴聞の再開を命ずることができる。第22条第2項本文及び第3 項の規定は、この場合について準用する。</p> <p>(弁明の機会の付与の通知の方式)</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合 においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び 第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した 書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示 することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた 日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみな す。</p> <p>(続行期日の指定)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人 の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合 において、同条第3項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるの は「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」 とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき（同一の当事者又 は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日）」 と読み替えるものとする。</p> <p>(聴聞の再開)</p> <p>第25条 行政庁は、聴聞の最終後に生じた事情にかんがみ必要があると認 めるときは、主宰者に対し、前条第3項の規定により提出された報告書を 返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第22条第2項本文及び第3 項の規定は、この場合について準用する。</p> <p>(弁明の機会の付与の通知の方式)</p>
--	---

<p>第28条 行政庁は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間を置いて、不利益処分の名施人となすべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならぬ。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(行政指導の一般原則)</p> <p>第30条 行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、当該広域連合の機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容が相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであることに留意しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(申請に関連する行政指導)</p> <p>第31条 申請（法律等に基づくものを含む。）の取下げ又は内容の変更を求め行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請者の権利の行使を妨げるようなことをしてはならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(許認可等の権限に関連する行政指導)</p> <p>第32条 許認可等（法律等に基づくものを含む。以下この条及び次条第2項において同じ。）をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を有する広域連合の機関が、当該権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合においてする行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政</p>	<p>第28条 行政庁は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間を置いて、不利益処分の名あて人となすべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならぬ。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(行政指導の一般原則)</p> <p>第30条 行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、当該広域連合の機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容が相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであることに留意しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(申請に関連する行政指導)</p> <p>第31条 申請の取下げ又は内容の変更を求め行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請者の権利の行使を妨げるようなことをしてはならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(許認可等の権限に関連する行政指導)</p> <p>第32条 許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を有する広域連合の機関が、当該権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合においてする行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従うことを余儀なくさせるようなことをしてはならない。</p>
<p>第28条 行政庁は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間を置いて、不利益処分の名施人となすべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならぬ。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(行政指導の一般原則)</p> <p>第30条 行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、当該広域連合の機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容が相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであることに留意しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(申請に関連する行政指導)</p> <p>第31条 申請（法律等に基づくものを含む。）の取下げ又は内容の変更を求め行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請者の権利の行使を妨げるようなことをしてはならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(許認可等の権限に関連する行政指導)</p> <p>第32条 許認可等（法律等に基づくものを含む。以下この条及び次条第2項において同じ。）をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を有する広域連合の機関が、当該権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合においてする行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政</p>	<p>第28条 行政庁は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間を置いて、不利益処分の名あて人となすべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならぬ。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(行政指導の一般原則)</p> <p>第30条 行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、当該広域連合の機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容が相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであることに留意しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(申請に関連する行政指導)</p> <p>第31条 申請の取下げ又は内容の変更を求め行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請者の権利の行使を妨げるようなことをしてはならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(許認可等の権限に関連する行政指導)</p> <p>第32条 許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を有する広域連合の機関が、当該権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合においてする行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従うことを余儀なくさせるようなことをしてはならない。</p>

指導に従うことを余儀なくさせるようなことをしてはならない。

(行政指導の方式)

第33条 (略)

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、広域連合の機関が許可等をする権限又は許可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

(1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項

(2) 前号の条項に規定する要件

(3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

3 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前2項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

4 (略)

(複数の者を対象とする行政指導)

第34条 (略)

(行政指導の中止等の求め)

第34条の2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するとき
は、当該行政指導をした広域連合の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

(行政指導の方式)

第33条 (略)

2 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

3 (略)

(複数の者を対象とする行政指導)

第34条 (略)

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思量する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該広域連合の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第4章の2 処分等の求め

第3.4条の3 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する広域連合の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 法令に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項

<p>(5) <u>当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由</u></p> <p>(6) <u>その他参考となる事項</u></p> <p>3 <u>当該行政庁又は広域連合の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならぬ。</u></p> <p><u>(届出)</u></p> <p>第35条 届出が届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていることその他の条例等に定められた届出の形式上の要件に適合している場合は、当該届出が条例等により当該届出の提出先とされている機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとする。</p> <p>(写しの交付)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>第1項又は第2項(前項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定により写しの交付を受ける者は、規則で定めるところにより、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。</u></p>	<p>第35条 届出が届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていることその他の条例等に定められた届出の形式上の要件に適合している場合は、当該届出が条例等により当該届出の提出先とされている機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとする。</p> <p>(写しの交付)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
--	--

議案第 2 号参考資料

件 名	埼玉県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
根拠法令等	地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 2 条第 3 項
<p>【趣 旨】</p> <p>高齢化の進展により、埼玉県における後期高齢者医療制度の被保険者数は急速に増加しており、今後も更なる被保険者数の増加が見込まれる。この被保険者数の増加に伴う業務量の増加への対応や保健事業の拡充を行うため、この案を提出するものである。</p> <p>【内 容】</p> <p>職員定数の変更</p> <p>現在、本広域連合の事務部局の職員数は 3 5 人であり、埼玉県後期高齢者医療広域連合職員定数条例で定めている職員定数に達している。</p> <p>埼玉県における後期高齢者医療制度の被保険者数が急速に増加しており、今後も更なる被保険者数の増加が見込まれる。そして、平成 4 2 年には被保険者数がピークを迎えると推計され、この被保険者数の増加に伴う業務量の増加への対応が必要である。また、被保険者数の増加に伴い医療給付費の増加も見込まれ、被保険者の健康を増進し医療費を抑制するため、今後、保健事業の拡充が重要である。</p> <p>以上のことから、職員定数を、被保険者数がピークに達する平成 4 2 年において本広域連合の運営に必要と見込まれる職員数 4 6 人へ変更する。</p>	
施 行 日	公布の日から施行する。
<p>【その他参考事項】</p> <p>本件に係る検討内容については、「別紙 埼玉県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例の制定に係る検討資料」を参照のこと。</p>	

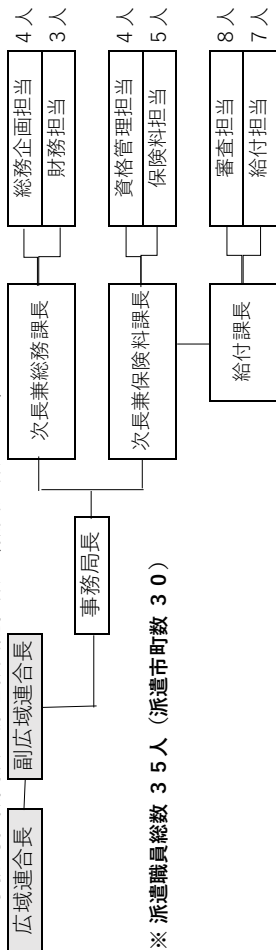
別紙 埼玉県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例の制定に係る検討資料

平成30年11月15日作成
埼玉県後期高齢者医療広域連合事務局

1 職員定数の見直し理由及び今後の方針

- 現在、職員定数は35人、職員数が定数の上限に達している。被保険者数の増加による業務量の増加に対応することができなくなり、また、保健事業の拡充を行うためにも定数の見直しは必要である。
- 今後の方針は、業務内容の見直しを行い、委託できるものについては、積極的に委託を行い、なお職員が不足する場合、職員の増員を行う。

2 事務局組織図及び派遣職員配置数（職員定数35人）



3 職員派遣状況

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
管理職（県・さいたま市他）	4人	4人	4人	4人	4人	4人
総務課	8人	8人	7人	7人	7人	7人
保険料課	9人	9人	9人	9人	9人	9人
給付課	12人	12人	13人	13人	14人	15人
合計	33人	33人	33人	33人	34人	35人

4 被保険者数の実績及び推移

※被保険者数は、年度末現在の人数

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
被保険者数	536,353人	564,410人	597,269人	628,422人	663,672人	692,248人	725,896人
被保険者1万人当り職員数	0.6153人	0.5847人	0.5525人	0.5251人	0.4972人	0.4767人	0.4546人
被保険者数	767,921人	815,959人	859,418人	875,213人	969,136人	1,235,983人	1,198,031人
被保険者1万人当り職員数	0.4297人	0.4044人	0.3956人	0.4013人	0.3611人	0.2832人	0.2921人

5 他広域連合の職員定数改正状況（平成25年以降）

都道府県名	改正年月日	改正内容	理由等
青森県	H29.11.13	22人→23人	レセプト点検専門官配置
東京都	H30.1.31	65人→67人	保健事業・医療費適正化施策の拡充及び会計室における審査業務の専任化
長野県	H26.2.21	27人→29人	業務量増加への対応
兵庫県	H30.2.14	36人→39人	H27.2.4 30→32人 H28.2.16 32→34人 H29.3.14 34→36人
和歌山県	H25.2.20	15人→18人	国保連職員引き揚げに伴う対応
愛媛県	H30.2.6	26人→27人	保健事業係の新設に伴う増員

6 他広域連合の職員定数改正状況（大幅増員）

都道府県名	改正年月日	改正内容	理由等
北海道	H20.2.1	33人→43人	制度本格運用
岩手県	H20.2.14	20人→25人	制度本格運用
群馬県	H21.2.13	24人→30人	業務量増
千葉県	H20.2.18	30人→50人	制度本格運用

7 各都道府県の広域連合職員数等について

都道府県名	被保険者数 (H30.7.31)	職員定数	職員数 (H30.4.1)	被保険者1万人当り職員数	都道府県名	被保険者数 (H30.7.31)	職員定数	職員数 (H30.4.1)	被保険者1万人当り職員数
佐賀県	122,971	36	25	2.0330	宮城県	306,545	32	30	0.9786
沖縄県	144,019	30	27	1.8748	岩手県	215,310	25	21	0.9753
徳島県	124,517	26	20	1.6062	岐阜県	298,781	28	28	0.9371
高知県	125,337	25	20	1.5957	群馬県	281,695	30	26	0.9230
山梨県	126,437	20	20	1.5818	滋賀県	174,553	20	16	0.9166
鳥取県	91,480	15	14	1.5304	広島県	407,928	35	35	0.8580
大分県	186,524	29	27	1.4475	長野県	346,767	29	29	0.8363
島根県	124,455	25	18	1.4463	三重県	265,366	30	22	0.8290
宮崎県	174,424	28	24	1.3760	福島県	298,047	24	23	0.7717
長崎県	215,638	35	29	1.3448	岡山県	286,678	22	22	0.7674
福井県	120,444	25	16	1.3284	新潟県	371,206	35	27	0.7274
香川県	150,777	25	20	1.3265	茨城県	401,295	32	26	0.6479
石川県	166,052	25	20	1.2044	京都府	358,698	22	22	0.6133
愛媛県	225,161	27	27	1.1991	静岡県	535,701	32	31	0.5787
熊本県	279,028	32	32	1.1468	兵庫県	760,731	39	39	0.5127
和歌山県	159,083	18	18	1.1315	千葉県	783,387	50	39	0.4978
青森県	208,298	23	23	1.1042	北海道	809,357	43	40	0.4942
秋田県	191,551	34	21	1.0963	福岡県	667,845	32	32	0.4792
山形県	192,629	26	21	1.0902	神奈川県	1,080,721	50	49	0.4534
山口県	238,867	30	25	1.0466	東京都	1,512,058	67	67	0.4431
鹿児島県	263,929	28	27	1.0230	愛知県	920,901	39	39	0.4235
富山県	176,253	23	18	1.0213	埼玉県	872,213	35	35	0.4013
栃木県	259,598	40	26	1.0015	大阪府	1,109,320	42	40	0.3606
奈良県	201,626	20	20	0.9919					

8 結論及び方向性について

- 職員定数について
平成41年度の被保険者数をベースに、被保険者1万人当り職員数の0.37人程度を維持する。
職員定数を46人に改正する。（被保険者数1,235,983人 × 0.37人 = 職員定数460人）
- 職員の派遣について
職員定数改正後、各市町村と職員派遣計画を協議する。

埼玉県後期高齢者医療広域連合職員定数条例新旧対照表

新	旧
<p>埼玉県後期高齢者医療広域連合の事務局に常時勤務する一般職に属する職員の定数は、<u>46人</u>とする。</p>	<p>埼玉県後期高齢者医療広域連合の事務局に常時勤務する一般職に属する職員の定数は、<u>35人</u>とする。</p>

議案第 3 号参考資料

件名	埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
根拠法令等	働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）
<p>【趣旨】</p> <p>長時間労働の是正のための措置として、民間労働法制においては、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（平成30年法律第71号）により罰則付きの時間外労働の上限規制等が導入され、原則として平成31年4月から施行されることとなっている。また、国家公務員においても、平成30年8月の人事院の「公務員人事管理に関する報告」において、超過勤務命令を行うことができる上限を人事院規則で定めるなどの措置を講じるとされ、平成31年4月より適用すべく人事院において人事院規則の改正等の作業が進められているところである。</p> <p>当広域連合についても、地方公務員法第24条第4項における「均衡の原則」により、国家公務員の措置等を踏まえ、超過勤務命令を行うことができる上限を定めるなど所要の措置を講じる必要があるため、埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する。</p> <p>【内容】</p> <p>超過勤務命令の上限時間等を定めることを規則に委任（第7条第3項の新設）</p> <p>新たに規則で定めることを予定している事項は次の通り。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) (2)以外の職員の上限時間 (2) 他律的な業務の比重高い部署に勤務する職員の上限時間 (3) (1)又は(2)の上限時間の特例(大規模な災害への対応等公務の運営上真にやむを得ない場合) (4) (1)又は(2)の上限時間を超えた場合には、超過勤務を命ずることが公務の運営上真にやむを得なかったのか事後的な検証を実施すること 	
施行日	平成31年4月1日から施行する。
<p>【その他参考事項】</p>	

埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>(正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。</p> <p><u>3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>	<p>(正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。</p>

議案第 4 号参考資料

件 名	埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
根拠法令等	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)
<p>【趣 旨】 平成 3 1 年度以降の保険料に関し、所得の少ない被保険者に対する保険料の軽減特例及び被保険者均等割額の軽減の判定基準の変更並びに葬祭費の支給に関する基準を変更するため、条例の一部を改正するもの。</p> <p>【内 容】</p> <p>(1) 保険料の軽減特例の変更 所得の少ない被保険者に対する均等割の 9 割軽減を、平成 3 1 年度は 8 割軽減とし、平成 3 2 年度から本則に戻す。 所得の少ない被保険者に対する均等割の 8. 5 割軽減を、平成 3 2 年度は 7. 7 5 割軽減とし、平成 3 3 年度から本則に戻す。</p> <p>(2) 保険料の被保険者均等割額に係る軽減判定基準の変更 平成 3 1 年度以降の保険料の軽減対象となる所得基準額を算出するための被保険者の数に乗じる金額を、5 割軽減については 2 7 万 5 千円から 2 8 万円に、2 割軽減については 5 0 万円から 5 1 万円に変更する。</p> <p>(3) 葬祭費支給の取扱い変更 同一の死亡につき、他法の規定により、葬祭費に相当する給付を受けられることができる場合、葬祭費の支給を行わない。</p> <p>(4) 経過措置 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請があった葬祭費及び平成 3 1 年度以後の年度分の保険料について適用し、同日前に申請があった葬祭費及び平成 3 0 年度分までの保険料については、なお従前の例によること。</p>	
施 行 日	平成 3 1 年 4 月 1 日
【その他参考事項】	

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>(葬祭費)</p> <p>第2条 法第86条第1項の規定により、被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に葬祭費として5万円を支給する。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。)、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、国家公務員災害補償法(昭和26年法律第191号。他の法律において準用する場合を含む。)</u>又は<u>地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)</u>若しくは<u>同法に基づく条例の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には行わない。</u></p> <p>(所得の少ない者に係る保険料の減額)</p> <p>第14条 所得の少ない被保険者に対して課する被保険者均等割額は、</p>	<p>(葬祭費)</p> <p>第2条 法第86条第1項の規定により、被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に葬祭費として5万円を支給する。</p> <p>(所得の少ない者に係る保険料の減額)</p> <p>第14条 所得の少ない被保険者に対して課する被保険者均等割額は、</p>

<p>当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(削除)</p> <p>(2) 当該年度の賦課期日において、<u>前号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に<u>2.8万円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者</u> 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額</p>	<p>当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(1) の2 当該年度の賦課期日において、<u>前号の規定による減額の対象となる被保険者及びその属する世帯の他の被保険者が施行令第15条第1項第4号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない世帯に属する被保険者 前号に定める額に当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額を加えて得た額</u></p> <p>(2) 当該年度の賦課期日において、<u>前2号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に<u>2.7万円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者</u> 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額</p>
--	--

<p>(3) 当該年度の賦課期日において、<u>前2号</u>の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に<u>5.1万</u>円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額)</p> <p>第15条 被扶養者であった被保険者 (前条第1項第1号及び第2号並びに同条第2項の規定による減額がされない被保険者に限る。) について、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者に対して課する被保険者均等割額は、当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額から当該被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額を控除した額とする。</p>	<p>(3) 当該年度の賦課期日において、<u>前3号</u>の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に<u>5.0万</u>円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額)</p> <p>第15条 被扶養者であった被保険者 (前条第1項第1号から第2号まで及び第2項の規定による減額がされない被保険者に限る。) について、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者に対して課する被保険者均等割額は、当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額から当該被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額を控除した額とする。</p>
---	--

<p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(平成31年度における保険料の賦課総額の算定の特例)</p> <p>第3条 平成31年度における保険料の賦課総額の算定について第4条の規定を適用する場合には、同条中「第14条又は第15条に規定する基準に従い」とあるのは「平成31年度においては第14条若しくは第15条又は附則第4条に規定する基準に従い」とする。</p> <p>(平成31年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課総額の特例)</p> <p>例)</p> <p>第4条 平成31年度において第14条第1項第1号の規定が適用される被保険者であつて、賦課期日に、当該被保険者及びその属する世帯の他の被保険者が施行令第15条第1項第6号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がないものについての第14条第1項第1号の規定の適用については、同条中「10分の7」とあるのは、「10分の8」とする。</p> <p>2 平成31年度において第14条第1項第1号の規定が適用される被</p>	<p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(平成29年度における保険料の賦課総額の算定の特例)</p> <p>第3条 平成29年度における保険料の賦課総額の算定について第4条の規定を適用する場合には、同条中「第14条又は第15条に規定する基準に従い」とあるのは「平成29年度においては第14条若しくは第15条又は附則第4条から第6条までに規定する基準に従い」とする。</p> <p>(平成29年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課総額の特例)</p> <p>第4条 平成29年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第14条第1項第1号の規定を適用する場合には、当分の間、同条中「10分の7」とあるのは、「20分の17」とする。</p> <p>2 前項の規定は、平成29年度以降の各年度における所得の少ない者</p>
---	--

<p>保険者であつて、前項の規定が適用されないものについての第14条第1項第1号の規定の適用については、同号中「10分の7」とあるのは、「20分の17」とする。</p> <p>(平成32年度における保険料の賦課総額の算定の特例)</p> <p>第5条 平成32年度における保険料の賦課総額の算定について第4条の規定を適用する場合には、同条中「第14条又は第15条に規定する基準に従い」とあるのは、「平成32年度においては第14条若しくは第15条又は附則第6条に規定する基準に従い」とする。</p>	<p>に係る保険料の減額について第14条第1項第1号の2の規定を適用する場合には、適用しない。</p> <p>(平成29年度における所得の少ない者に係る所得割額の減額の特例)</p> <p>第5条 平成29年度における基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない被保険者に対して賦課する所得割額は、当該被保険者につき算定した所得割額から当該所得割額に10分の2を乗じて得た額を控除して得た額とする。</p> <p>2 前項の規定により算定した額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。</p> <p>(平成29年度における被扶養者であつた被保険者に係る保険料の賦課の特例)</p> <p>第6条 平成29年度における被扶養者であつた被保険者に係る保険料の減額について第15条の規定を適用する場合には、同条第1項中「被保険者（前条第1項第1号から第2号まで及び第2項の規定による減額がされない被保険者に限る。）」について、法第52条各号</p>
<p>保険者であつて、前項の規定が適用されないものについての第14条第1項第1号の規定の適用については、同号中「10分の7」とあるのは、「20分の17」とする。</p> <p>(平成32年度における保険料の賦課総額の算定の特例)</p> <p>第5条 平成32年度における保険料の賦課総額の算定について第4条の規定を適用する場合には、同条中「第14条又は第15条に規定する基準に従い」とあるのは、「平成32年度においては第14条若しくは第15条又は附則第6条に規定する基準に従い」とする。</p> <p>(平成32年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)</p> <p>第6条 平成32年度において第14条第1項第1号の規定が適用される被保険者（賦課期日に、当該被保険者及びその属する世帯の他の被保険者が施行令第15条第1項第6号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない被保険者を除く。）</p>	<p>に係る保険料の減額について第14条第1項第1号の2の規定を適用する場合には、適用しない。</p> <p>(平成29年度における所得の少ない者に係る所得割額の減額の特例)</p> <p>第5条 平成29年度における基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない被保険者に対して賦課する所得割額は、当該被保険者につき算定した所得割額から当該所得割額に10分の2を乗じて得た額を控除して得た額とする。</p> <p>2 前項の規定により算定した額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。</p> <p>(平成29年度における被扶養者であつた被保険者に係る保険料の賦課の特例)</p> <p>第6条 平成29年度における被扶養者であつた被保険者に係る保険料の減額について第15条の規定を適用する場合には、同条第1項中「被保険者（前条第1項第1号から第2号まで及び第2項の規定による減額がされない被保険者に限る。）」について、法第52条各号</p>

についての第14条第1項第1号の規定の適用については、同号中「10分の7」とあるのは、「40分の31」とする。

のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者」とあるのは「被保険者（前条第1項第1号、第1号の2及び第2項の規定による減額がされない被保険者に限る。））」と、「10分の5」とあるのは「10分の7」とする。

（平成30年度及び平成31年度における保険料の賦課総額の算定の特例）

(削除)

第7条 平成30年度及び平成31年度における保険料の賦課総額の算定について第4条の規定を適用する場合には、同条中「第14条又は第15条に規定する基準に従い」とあるのは「平成30年度においては第14条若しくは第15条又は附則第4条若しくは第10条に規定する基準に従い、平成31年度においては第14条若しくは第15条又は附則第4条に規定する基準に従い、」とし、「あつては、」とあるのは「あつては、それぞれ」とする。

（平成30年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例）

(削除)

第8条 平成30年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料

<p><u>の減額について第15条の規定を適用する場合には、同条第1項中「限る。」) について、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者」とあるのは、「限る。)」とする。</u></p>	
--	--